

新しい消費税免税制度を機に取り組む

訪日外国人観光客獲得策

ショッピングツーリズムで商売繁盛！地域活性化！



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization



一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会

2014年10月

本日のポイント

**目次

1. データから見る訪日外国人とショッピング
訪日外国人の興味を知る
2. 消費税免税制度とは
日本の消費税免税販売制度を知る
3. 新しい免税制度のポイント
新しい消費税免税販売制度を知る

**自己紹介

■佐藤 暢威(さとう のぶたけ) n.sato@jsto.or.jp

- ・埼玉県越谷市出身、東京都文京区在住、43歳。上智大学経済学部卒。
- ・新卒で株式会社伊勢丹へ入社後、支店店頭や経営企画部などを経て2007年3月に退職。
- ・以降、楽天株式会社など数社を経て、2014年1月に株式会社USPジャパン入社。
- ・2014年4月より一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会 事業推進部長。

1. データから見る訪日外国人とショッピング

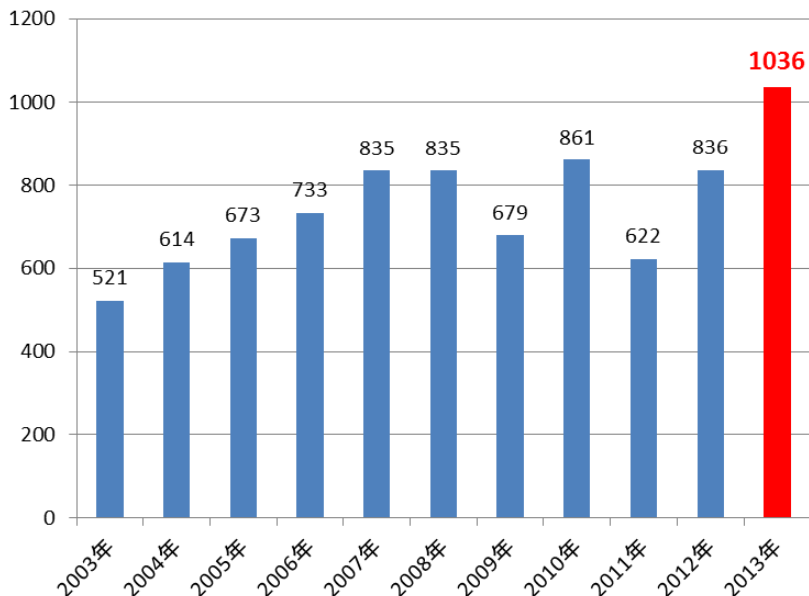
～訪日外国人の興味を知る～
(観光庁の統計資料より)

1. データから見る訪日外国人とショッピング ■訪日外国人旅行者数と目的

○訪日外国人旅行者は、10年前と比較すると昨年は約2倍に増加し、**史上初の1,000万人を達成**。

○外国人旅行者が日本で実施する活動として、日本食を食べることに次いで多いのがショッピングであり、**ショッピングそのものが非常に大きな訪日動機**。

<訪日外国人数の推移(万人)>



<外国人旅行者が実施した活動>

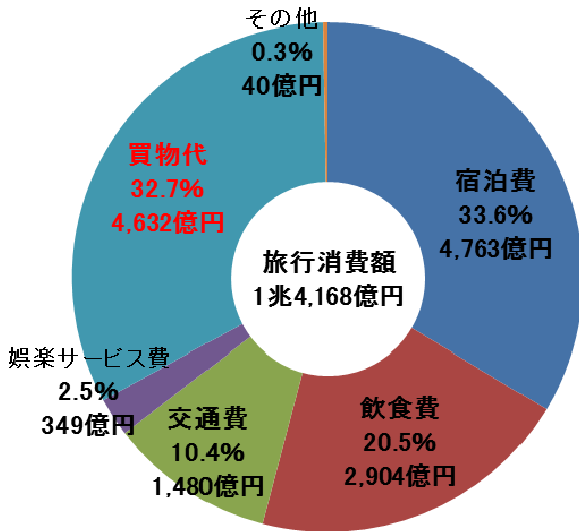
1位	日本食を食べること
2位	ショッピング
3位	繁華街の街歩き
4位	自然・景勝地観光
5位	旅館に宿泊

出所：観光庁
訪日外国人消費動向調査

1. データから見る訪日外国人とショッピング ■外国人旅行者の訪日動機

- 訪日外国人旅行消費額において、買物代は全消費額の約3分の1を占めている。
- 訪日人数上位5か国の訪日外国人が日本で購入した物品では、各地の名産品も多い菓子類、食料品、飲料、酒などを多く購入している。

＜訪日外国人旅行消費額＞
平成25年 1.42兆円



＜訪日外国人が日本で購入した物品＞
(訪日人数の多い順)

	①韓国	②台湾	③中国	④米国	⑤香港
1位	菓子類	菓子類	菓子類	食料品、飲料、酒	菓子類
2位	食料品、飲料、酒	化粧品、医薬品	化粧品、医薬品	菓子類	服、カバン
3位	化粧品、医薬品	食料品、飲料、酒	食料品、飲料、酒	和服、民芸品	食料品、飲料、酒
4位	服、カバン	服、カバン	服、カバン	服、カバン	化粧品、医薬品
5位	マンガ、アニメ関連	和服、民芸品	カメラ、ビデオカメラ、時計	化粧品、医薬品	和服、民芸品

出所：観光庁 訪日外国人消費動向調査

1. データから見る訪日外国人とショッピング ■都道府県別の免税店数

- 輸出物品販売場(免税店)は**全国に5,777店**あるが、首都圏、関西エリアに**全国の7割弱**の店舗が所在。
- 昇龍道の中部北陸9県**では**全国の約1割**に相当する**541店**が免税店。

＜都道府県別の輸出物品販売場数（全国5,777店）＞

都道府県	店舗数	割合	前年差
北海道	283	4.9%	+46
青森	5	0.1%	+1
岩手	2	0.0%	0
宮城	58	1.0%	+5
秋田	2	0.0%	0
山形	5	0.1%	+1
福島	9	0.2%	+1
茨城	34	0.6%	+8
栃木	34	0.6%	+12
群馬	16	0.3%	0
埼玉	94	1.6%	+30
新潟	46	0.8%	+4
長野	51	0.9%	+14
千葉	197	3.4%	+60
神奈川	227	3.9%	+56
東京	2,239	38.8%	+472
山梨	10	0.2%	+4

都道府県	店舗数	割合	前年差
富山	68	1.2%	-1
石川	29	0.5%	+1
福井	2	0.0%	+1
岐阜	28	0.5%	+8
静岡	94	1.6%	+35
愛知	194	3.4%	+45
三重	48	0.8%	+18
滋賀	27	0.5%	+13
京都	187	3.2%	+35
大阪	852	14.7%	+125
兵庫	180	3.1%	+45
奈良	13	0.2%	-1
和歌山	8	0.1%	0
鳥取	6	0.1%	0
島根	1	0.0%	0
岡山	31	0.5%	+5
広島	68	1.2%	+10
山口	20	0.3%	-1

都道府県	店舗数	割合	前年差
徳島	2	0.0%	0
香川	25	0.4%	-3
愛媛	19	0.3%	+4
高知	4	0.1%	+1
福岡	372	6.4%	+58
佐賀	24	0.4%	+9
長崎	27	0.5%	+4
熊本	15	0.3%	+2
大分	15	0.3%	+1
宮崎	10	0.2%	+1
鹿児島	14	0.2%	+1
沖縄	82	1.4%	+25
合計	5,777	100.0%	1,155

平成26年4月現在 観光庁集計

2.消費税免税制度とは

日本の消費税免税販売制度を知る (従来の免税制度とは?)

2. 消費税免税制度とは ■従来制度(2014年10月まで)の概要

○**輸出物品販売場(免税店)**を経営する事業者が、**外国人旅行者等の非居住者**に対して**特定の物品**を**一定の方法**で販売する場合には、**消費税が免除される。**

1. 場 所:「輸出物品販売場」の許可を受けた店舗であること。

○事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。

2. 販売相手:「非居住者」であること。

○外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6か月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。

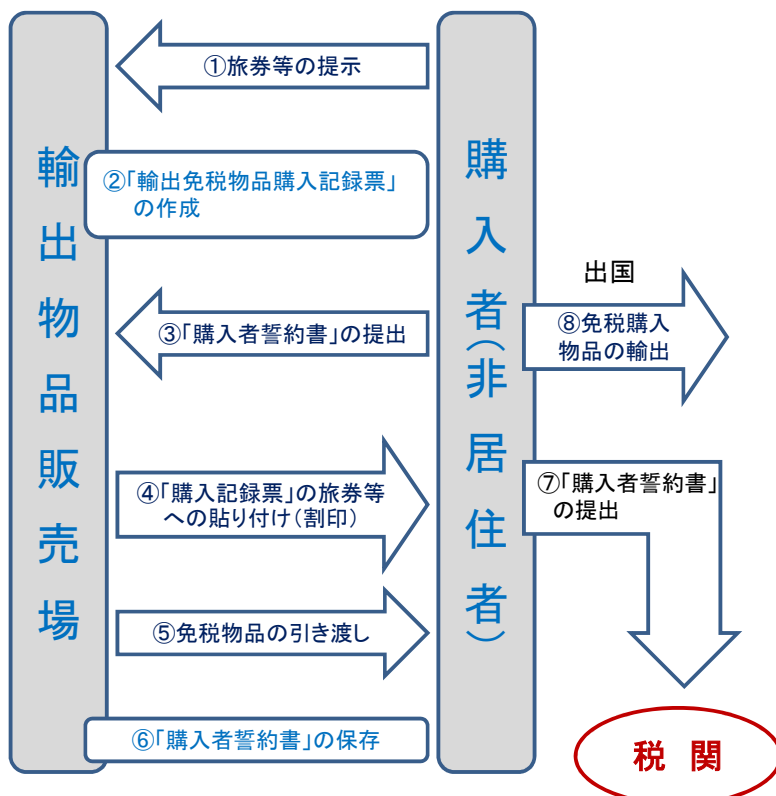
3. 免税対象物品:次の2つの条件を満たす物品であること。

①**通常生活の用に供されるもの**※(食品類、飲料類、たばこ、薬品類および化粧品類並びにフィルム、電池その他の消耗品は除く)**であること。**

②**同一の非居住者に対して、同一の店舗における1日の販売合計額が1万円を超えること。**

※非居住者が事業用または販売用として購入することが明らかな場合は免税対象外。

2. 消費税免税制度とは ■免税販売の全体像(フロー)



輸出物品販売場における免税物品の譲渡(販売)の方法は左図の通りとなります。

原則、各レジカウンター等で手続きを実施。免税カウンターでの対応も可能。

昨今では

- ① 販売員の負荷軽減
- ② CRM情報分析

の2つの視点から免税販売のシステム化を検討・導入する事業者は増加傾向にあります。

→システム紹介は次ページへ



免税販売のフローは10月以降の新制度導入以降も変更はありません。

【ご参考】当協会会員企業による免税手続きに関するソリューション

免税書類作成・発行サービスをシステム化することで効率的な業務運営が可能

<システム導入のメリット>

- ① 作業軽減、作成時間の短縮につながり顧客(訪日外国人)満足の向上が可能
- ② システム化によりデータを電子化することができ情報分析が可能

サービス提供会社	グローバルブルー ティエフエスジャパン 株式会社		株式会社 J&J事業創造	
サービス名	GripsJ免税システム		J-TaxFreeシステム	
導入方式	・スタンドアロン ・サーバ連動(各店のPOSサーバとの連動)		・スタンドアロン ・クラウド	
機能	・パスポート読込、免税自動計算、伝票出力 ・売上集計、分析 ・分析レポート		・パスポート読込、免税自動計算、伝票出力 ・売上集計、分析(クラウドのみ)等	
事前準備	・Windows PC & ネット接続(※サーバ連動の場合) ・プリンター(B6サイズ印刷可) ・パスポートリーダー 他有料オプション有		・Windows PC & ネット接続(※クラウドの場合) ・プリンター(A4サイズ印刷可) ・パスポートスキャナー(J&J社より提供)	
概算コスト	初期費用:パスポートリーダー40,000円 ランニング費用:免税売上金額の1.1% (ユザ-負担)		初期費用:無料 ランニング費用:ソフトウェア20,000円(ライセンス) 別途管理コスト20,000円~	

2. 消費税免税制度とは ■輸出物品販売場の許可要件

事業者を所管する税務署長に「輸出物品販売場許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。その際、下記要件に全て該当する必要があります。

- ①販売所の所在地は、非居住者の利用度が高いと認められる場所であること。
(注)現状、非居住者の利用度が高なくても、今度高まることが想定されれば問題ないとされます。
- ②販売所が非居住者に対する販売に必要な人員の配置及び物的施設(例えば非居住者向特設売場等)を有するものであること。
(注)専用の免税カウンターを設ける必要はないとされていますが、場合により言語対応等の実態が問われるようです。
- ③申請者が許可申請の日から起算して過去3年以内に開始した課税期間の国税について、その納税義務が適正に履行されていると認められること。
- ④申請者の資力及び信用が十分であること。
- ⑤その他許可をすることについて特に不相当であると認められる事情がないこと。

輸出物品販売場の許可は販売場ごとに受けなければならないこととされているため、複数の販売場において免税の適用を受けようとする場合には、それぞれの販売場について許可を受ける必要があります。

2. 消費税免税制度とは ■出店形態による許認可手続きの違い

路面店・SCのテナント方式→直営

「輸出物品販売場」として物品を免税販売する事業者は各販売場となります。

「輸出物品販売場」として、前頁に挙げた5つの条件に該当する必要があります。

「輸出物品販売場許可申請書」を事業者の納税地を所管する税務署長に提出し、許可を受ける必要があります。
許可は販売所ごとに受ける必要があります。

百貨店方式→卸し

「輸出物品販売場」として物品を免税販売する事業者は百貨店(※注1)となります。

「輸出物品販売場」として許可を受ける事業者は出店先の百貨店となります。
免税販売は各百貨店のルール(※注2)に準じます。

※注1:

本納、消化を問わず仕入取引のケースです。テナント契約の場合はこの限りではありません。

※注2:

ほとんどの場合、百貨店が設置した免税カウンターで物品購入者が免税手続きを行います。

【ご参考】当協会による「免税店のため」の総合サイト

免税店支援の総合サイト「免税店.JP」 <http://taxfree.jp/> であらゆる情報を発信



- ①免税店支援の総合情報サイト「免税店.JP」 <http://taxfree.jp/>
 - ・免税店申請・運営のノウハウ集
 - ・よくある質問QA集
 - ・消耗品梱包用品等の販売
 - ・役に立つ免税情報無料配信
- ②免税説明会・セミナーを全国で実施中
- ③地域活性化に取り組む地方の商店街の支援を実施中

訪日ゲストに向けて、新免税制度を紹介するサイト「enjoy.taxfree.jp」も4言語対応（英、韓、繁体、簡体）でオープンいたしました（リンクフリー）。

3.新しい免税制度のポイント

新しい消費税免税販売制度を知る

3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

■訪日外国人向け消費税 免税制度改正 10/1



Japan. Tax-free Shop

**世界一のタックス・フリー・ショッピング大国に
海外に持ち出されるすべての品目が免税対象に！！**

+

手続きを弾力化(IT化、迅速化が可能に)

これまで土産として人気ながら対象外だった消耗品

||

食品、飲料、化粧品、薬品など

Copyright © Japan Shopping Tourism Organization. All rights reserved

15

3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

訪日ゲストのショッピング売上の伸びは、客数の伸びを大きく上回る。
数少ない免税店には多数の観光客が来店している。

	2012年	2013年
訪日外国人客数 ※1	836万人	1,036万人(前年比24%増)
買物消費額 ※2	3,413億円	4,632億円(前年比36%増) うち一般品 約2,400億円 消耗品 約2,200億円
うち免税売上 ※3		1,000~1,500億円
うち百貨店免税売上 ※4	202億円	384億円(前年比90%増)
免税店店舗数 ※5	4,622店舗	5,777店舗(前年比25%増)

出所：※1 観光庁「訪日外国人消費動向調査」

※2 同上、内訳はジャパンショッピングツーリズム協会推計

※3 日本百貨店協会、大手家電量販店等からのヒアリングに基づくジャパンショッピングツーリズム協会推計

※4 日本百貨店協会

※5 観光庁・経済産業省「外国人旅行者等への消費税免税販売制度について」

Copyright © Japan Shopping Tourism Organization. All rights reserved

16

3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

2014年10月1日から、食料品・飲料・化粧品などの消耗品も免税対象となった。訪日ゲストにとって人気の土産物も多く、大きなメリットに。

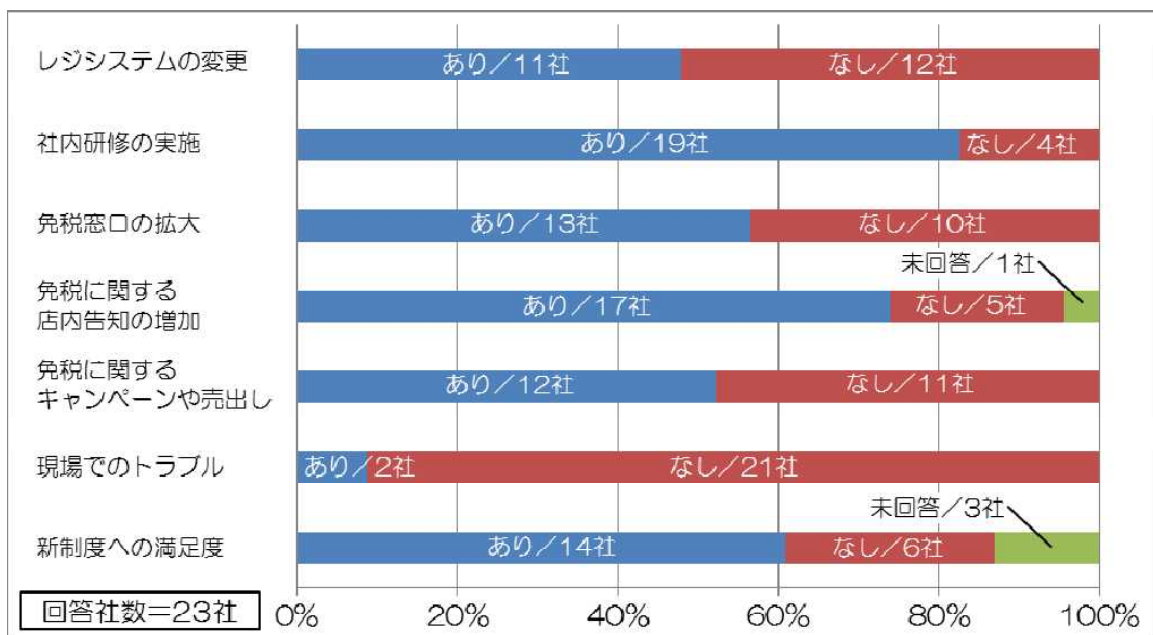
日本人	 2014年4月1日～ 消費税増税 5%→8%へ	 2015年10月～ 消費税増税 8%→10%へなる見通し	
	 2014年10月1日～ 改正後の対象物品	<p>国内で消費可能性のある品目も免税対象に。</p>  <p>消費税増税もあり 外国人観光客にとって大きなメリットに</p>	
外国人観光客	 <p>従来の対象物品</p> <p>+</p> <p>●食料品 ●飲料品 ●医薬品 ●化粧品 等の消耗品</p>		

Copyright © Japan Shopping Tourism Organization. All rights reserved

17

【ご参考】新しい免税制度実施後の初動調査

店頭では大きなトラブルはなく、化粧品を中心に順調な滑り出しとなった模様。



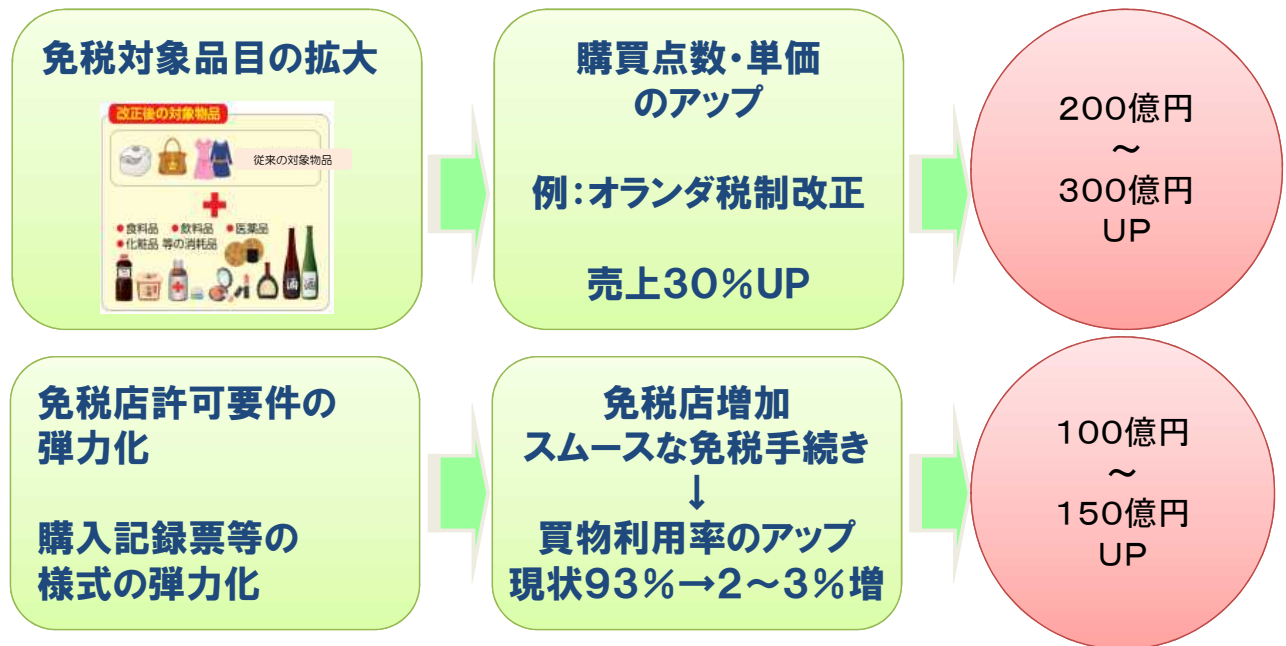
事前段階で半数以上の企業および店舗が社内研修をはじめ、システム変更や免税窓口の拡大など一定の投資を要するものも含め様々な準備を実施。その結果、新しい免税制度の運用開始後1週間では、現場での大きなトラブルは見受けられなかった。

Copyright © Japan Shopping Tourism Organization. All rights reserved

18

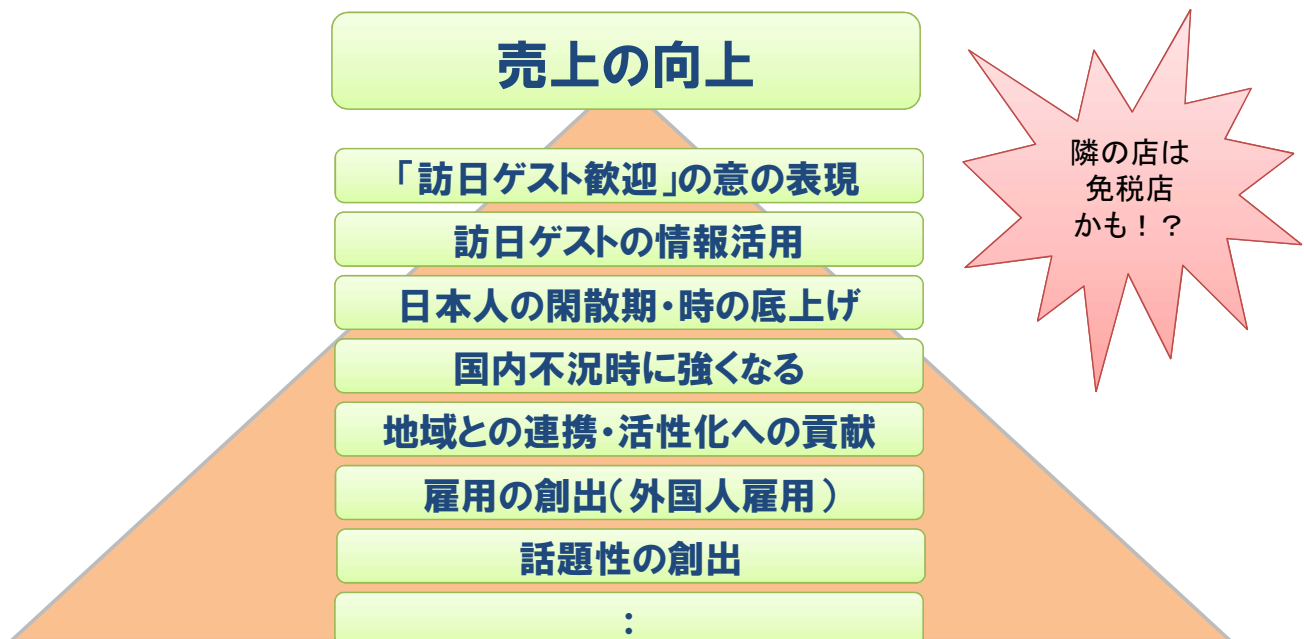
3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

法改正で約10% (300～450億円) の売上アップ効果が期待される。
ショッピングがより魅力的になることで、訪日ゲスト数の増加にも繋がる



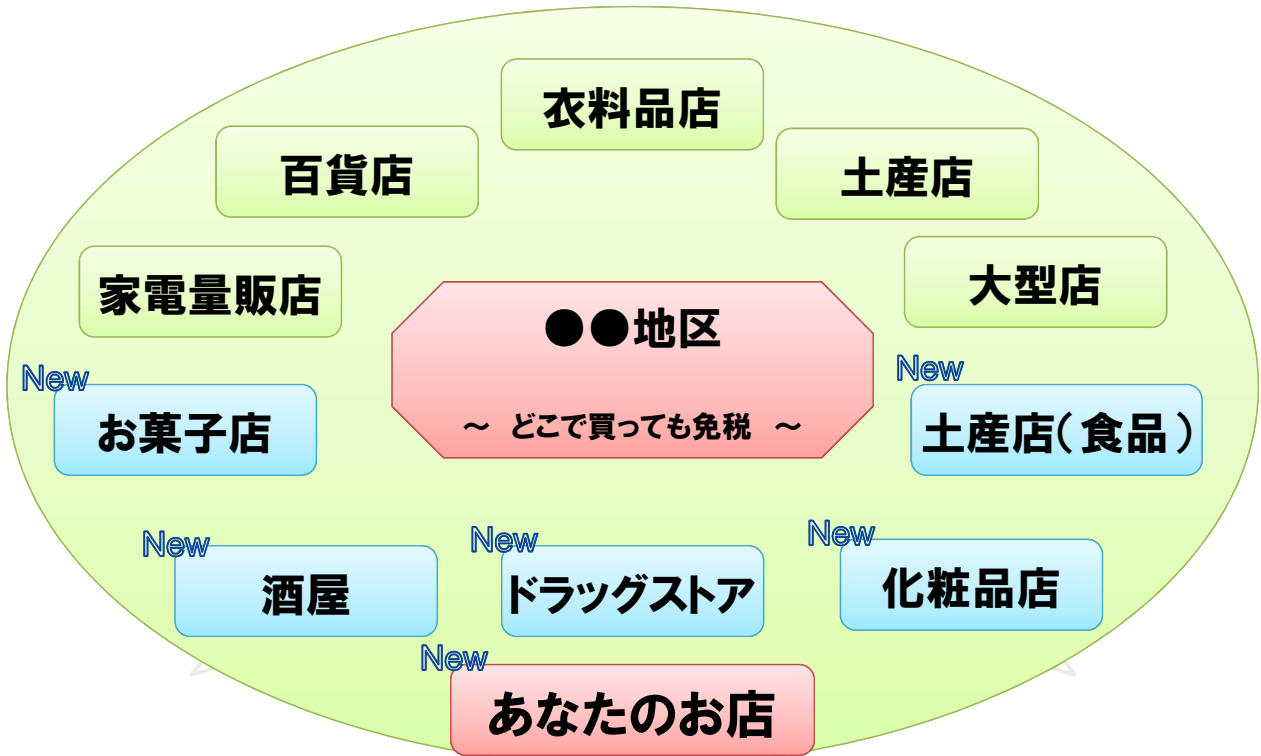
3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

免税店になるメリット
売上向上だけでなく、多数の効果。免税店であることが当たり前。



3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

訪日ゲスト誘致には地域連携が効果的。地域を挙げて、免税店に！！



3. 新しい免税制度のポイント ■免税制度改正(2014年10月1日～)

JSTOが、新しい制度を、ショッピングツーリズムのPRに活用。対応支援も強化



Japan. Tax-free Shop



Japan. Shopping!

Japan Shopping Tourism Organization

訪日ゲスト向けPR

小売店向け支援



Japan. Tax-free Shop

海外PR



VIDEO



PRキャンペーン

国内PR & Information



WEBSITE



情報サイト



支援

免税店申請、
店舗用品、窓口対応、
手続き簡素化支援など

セミナー



展示会

JAPAN
INBOUND
EXPO